

国立、国定公園内における地熱発電に関する意見

〔昭和54年12月12日
自然環境保全審議会〕

1 今日のエネルギー問題において、代替エネルギーの開発は輸入石油の確保及び省エネルギー総合対策の推進とともに重要な課題である。そして、代替エネルギー開発の一分野として国産エネルギーである地熱への期待が高まりつつある。

自然は、経済活動のための資源としての役割を果すだけでなく、それ自体豊かな人間生活の不可欠な構成要素をなす、ものであり、一度破壊されれば復元することは極めて困難であるという特性にかんがみ、自然環境の保全対策は、長期的展望に立って、周到な配慮のもとに進めなければならない。

今後、地熱開発が各地で促進されるならば、環境保全上種々の問題を生ずる恐れもある。なかんずく、地熱開発の主体となる発電施設の対象地は、火山現象の顕著な国立、国定公園内に選定されることが多いが、その建設には各種の巨大工作物の設置、樹林の伐採、地形の改変等を伴い、特に、すぐれた風致景観への影響が大である。

2 このような諸事情を勘案し、地熱開発計画地の選定に当たっては、国立、国定公園内の自然環境保全上重要な地域を避けることを基本とすべきである。

また、これら以外の地域においても、今後地熱開発関連技術はもとより、環境保全のための技術開発の確立及び関係法益との調整を図りつつ、総合的観点から慎重に進められる必要がある。

なお、これらに関し、国が企業に対し適切な指導を行うことが重要である。

さらに、地熱開発に当たっては、自然環境及び生活環境に及ぼす影響の予測、代替案の検討を含めた事前調査を実施するとともに温泉地域等との調整が図られたうえで、その実施の是非が判断され、修景上の配慮を含む適切な計画に基づき進められる必要がある。また、開発後においても自然環境及び生活環境の保全のための措置が必要に応じ講ぜられるべきである。

通知

○自然公園地域内において工業技術院が行う「全国地熱基礎調査」等について

〔昭和49年9月17日 環自企第469号
各都道府県主管部長宛 環境庁自然保護局企画調整課
長通知〕

国立公園および国定公園内における地熱発電の開発に関しては、従来より別添写「国立公園および国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項」に基づき取扱ってきたところである。

今般地熱資源開発の一環として工業技術院等が「全国地熱基礎調査」等を行うこととなったが、これらの取扱いについて別紙のとおり定めたので遺憾のないようにされたい。

(別 添)

国立公園および国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項

〔昭和47年3月14日 環自企第232号・47公局第240号〕
〔環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知〕

国立公園および国定公園内における地熱発電の開発について次のとおり了解する。

記

- (1) 地熱発電については、当面実施箇所を大沼（後生掛）、松川、鬼首、八丁原、大岳および滝の上（葛根田）の6地点とし、実施に当たっては、自然の保護と調整のはかり得る安定した新技術の開発に努めるよう指導するものとする。
- (2) したがって当分の間、国立公園および国定公園内の景観および風致維持上支障があると認められる地域においては新規の調査工事および開発を推進しないものとする。

(別 紙)

自然公園地域内において工業技術院が行う「全国地熱基礎調査」等の取扱いについて

1 全国地熱基礎調査概要について

調査事項

- (1) 自然放熱量調査
- (2) 地質変質帯調査
- (3) 地下構造調査（地質、地化学調査及び物理探査）

調査地域

- 48年度 駒ヶ岳（大沼）北部、栗駒北部、吾妻北部、伊豆南部、薩南（5地区）
- 49年度 豊羽・定山溪、支笏・洞爺、駒ヶ岳（大沼）南部、八甲田、八幡平北部、栗駒南部、肘折、吾妻南部、白根南部、焼岳、伊豆北部、紀伊山地、美方、阿蘇、霧島（15地区）
- 50年度 十勝川上流、下北、八幡平南部、蔵王、那須、白根北部、北アルプス、白山、湧蓋、南西諸島（10地区）

調査の内容

(1) 自然放熱量調査

ア 1m深度地温測定

地中に1m長の鉄棒を挿入し、穴をあけ、計器を入れて地下1mの地温の測定を行う。この作業は約30分で原状復帰作業までを完了する。

イ 10m深度地温測定

通常さく孔機を使用する。ヤグラのような工作物の設置はない。10mのさく孔を行って計器を入れて地下10mの地温の測定を行う。この作業は約1日をもって原状復帰作業までを完了する。

ウ 1地域における測定点は、1m深については約100点、10m深については10点程度である。

エ 調査地域の一部が自然公園地域内にかかるが、特別保護地区については、調査を行わない。

(2) 地質変質帯調査及び(3)地下構造調査は、地表踏査によるもので、土地形状変更等の行為は伴わない。

2 調査行為が自然公園法第17条第3項にかかげる行為及び昭和47年3月14日「国立公園および国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項」の(2)の「新規の調査工事」に抵触するかどうかについて

(1) 前記1の調査の内容のイは、自然公園法第17条第3項の3号に該当する。従って所定の手続きを要するものである。

(2) 前記1の調査の内容のイは、了解事項の「新規の調査工事」には該当しないものとし、風致の保護上支障がないものは許可するものとする。

3 別添資料「地熱資源開発関係調査等」に掲げられている各種調査の取扱いについて

(1) 「地熱開発精密調査」のうちの構造試錘調査等については、昭和47年3月14日「国立公園および国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項」の(2)の「新規の調査工事」に該当するものであるので、許可しないものとする。

(2) 「全国地熱基礎調査」及び「地熱開発精密調査」以外の調査についての前記2の解釈は調査内容を検討して、その都度決定するものとする。

別添 略

○国立・国定公園内における地熱発電について

〔平成6年2月3日 環自計第24号・環自国第81号
各都道府県自然公園担当部長宛 環境庁自然保護局
計画・国立公園課長通知〕

国立・国定公園内における地熱発電の取扱いについては、昭和49年9月17日付け環自企第469号企画調整課長通知に基づいて取り扱われているところであるが、今般、霧島屋久国立公園内に設置が予定されている大霧発電所が電源開発調整審議会に付議されるに際し、国立・国定公園普通地域内での地熱発電の取扱いについて整理したので、今後下記に留意して地熱発電との調整に当たられたい。

なお、国立公園内の開発の調整に当たっては国立公園管理事務所と、国定公園内の開発の調整に当たっては計画課と、十分な連絡調整を図られたい。

記

- 1 昭和49年通知別添写記(1)において、地熱発電は国立・国定公園内に当面実施箇所を6地点としているが、普通地域内での地熱発電については、風景の保護上の支障の有無について個別に検討し、その都度開発の可否の判断を行うものとする。
- 2 国立・国定公園の普通地域内における地熱開発（開発を目的とした調査工事を含む。）を行おうとする場合には、事業者は、都道府県等と緊密な連絡を図ることが通商産業省資源エネルギー庁との間で確認されたところであるので、調査井掘削段階から将来的な発電計画まで含めた全体計画について事業者（調査実施者を含む。）と調整を行うこと。